

協議結果報告書の作成について

開発行為・建築行為の協議結果報告書は「流山市開発事業の許可基準等に関する条例」（以下「条例」という。）及び「流山市開発事業の許可基準等に関する条例施行規則」（以下「施行規則」という。）に基づき、協議結果報告書（別記第10号様式）に関係書類を下記の順番にそろえて提出して下さい。また、協議結果報告書の提出部数1部に加え、電子データ（CD-ROM：PDF形式）を提出してください。なお、開発行為については、協議結果報告書提出前に、「高低差処理の確認について※」を提出してください。

1 関係各課との協議録

(1) 協議録は開発行為事前協議回答書と対照できるように、項目毎に課名、協議者名、協議年月日、協議内容及び協議結果を記入してください。（A3サイズ）また、議事録の記載については、「関係各課との協議録作成の参考例※」をもとに作成し、協議結果報告書提出までに関係各課の担当者に確認を受けるとともに、宅地課にて確認を受けてください。

2 事前協議手続において行った届出等の写し

(1) 条例第10条第2項の協議において担当課に届出等の手続を行った場合は、その写しを報告書に添付してください。

（重複する図面については、添付不要です。届出等の写しの後に添付する施行規則第9条第2項第4号から第12号に掲げる図書に図面を添付してください。）

(2) 必要な届出等の写しについて協議結果報告書提出までに、「協議結果報告書に必要な届出書の写しチェックシート※」を記入し、宅地課の確認を受けてください。

3 施行規則第9条第2項第4号から第12号に掲げる図書

(1) 「協議結果報告書作成の注意事項について※」を参考に、必要な図面の作成を行い、協議結果報告書提出までに確認

を受けてください。必要な図書は「協議結果報告書に必要な届出書の写しチェックシート※」を参考にしてください。

・ 図面作成に当たっては、下表のとおり色分けしてください。

名 称	色	名 称	色
事業区域	朱	雨水排水	青
汚水排水	橙	給水	水色
宅地	クリーム	資材搬入	赤
拡幅道路	オレンジ	新設道路	茶
ごみ収集場	グレー	電柱用地	紫
植栽地	黄緑	公園・緑地・広場	緑
防火水槽	青	調整池	水色
集会所	ピンク	現況状況反映	薄い緑
切土	薄い黄	盛土	薄い赤

上記以外については、適宜色分けする。

4 その他掲載箇所

(1) 事業者向け情報 → 都市計画・建築 → 宅地開発 → 開発事業の手続き

区画形質の変更についての取扱いについて定めたものです。

[区画形質の変更についての取扱いについて \(PDF 97.2KB\)](#)

協議結果報告書の作成について

開発行為・建築行為の協議結果報告書作成のための参考資料です。(令和2年4月30日現在の資料です。)

- [協議結果報告書の作成について \(PDF 301.0KB\)](#)
- [協議結果報告書に必要な届出書の写しチェックシート \(PDF 276.4KB\)](#)
- [関係各課との協議録作成の参考例 \(PDF 341.8KB\)](#)
- [協議結果報告書作成の図書作成について \(PDF 453.5KB\)](#)
- [高低差処理の確認について \(PDF 276.1KB\)](#)

こちらに掲載されている資料を参考に作成してください。

開発行為の場合は、協議結果報告書提出前に提出してください。

開発行為および事前協議対象事業工事完了(中間)検査について

まちづくり推進部 宅地課 開発指導係
04(7150)6089(直通)

※ 流山市ホームページへの掲載資料